

平成29年  
8月から

# 月々の負担の上限 (高額介護サービス費の基準) が変わります

## Q 高額介護サービス費とは？

A 介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には月々の負担の上限額が設定されています。1カ月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。

対象となる方	平成29年7月までの負担の上限(月額)	平成29年8月からの負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400 円 (世帯)	44,400 円 (世帯)*
世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方	37,200 円 (世帯)	<b>44,400 円 (世帯)〈見直し〉</b> ※同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む)の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額(446,400円)を設定
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600 円 (世帯)	24,600 円 (世帯)
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600 円 (世帯) 15,000 円 (個人)	24,600 円 (世帯) 15,000 円 (個人)*
生活保護を受給している方等	15,000 円 (個人)	15,000 円 (個人)

\*「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用した本人の負担の上限額を指します。

## Q どんな改正が行われるの？

A 高齢化が進み介護費用や保険料が増大する中、サービスを利用している方と利用していない方との公平や、負担能力に応じた負担をお願いする観点から、世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方の負担の上限が37,200円(月額)から44,400円(月額)に引き上げられます。  
ただし、介護サービスを長期に利用している方に配慮し、同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む)の利用者負担割合が1割の世帯は、年間446,400円(37,200円×12カ月)の上限が設けられ、年間を通しての負担額が増えないようにされます。(3年間の時限措置)

### Step1

同じ世帯のどなたかが市区町村民税を課税されているか。

・課税されている場合 37,200 円(月額) → **44,400 円(月額)**

※現役並み所得者世帯は従来から44,400円

該当するか  
チェックしよう

### Step2

①と②の両方に該当するか。(※8月から翌年7月までを一つのサイクルとし、翌年の7月31日時点で判定)

・該当する場合 → **年間の上限446,400円(37,200×12カ月)を適用【新設】**

① 同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む)の利用者負担割合が1割

② 世帯が現役並み所得者世帯 ※に該当しない

※同じ世帯に65歳以上で課税所得145万円以上の方がおり、同じ世帯の65歳以上の方の収入の合計が520万円以上(単身の場合は383万円以上)である場合。